

会社法下の総会関連手続

制度調査部
横山 淳

会社法関連省令シリーズ - 15

【要約】

2006年5月に施行された会社法及びその関連法令の下では、株主総会に関連する手続についても見直しが行われている。

具体的には、書面投票・電子投票の期限や株主総会の議事録の記載内容などの詳細が定められている。

．はじめに

2006年5月に施行された会社法及びその関連法令の下では、株主総会に関連する手続についても見直しが行われている。

また、2006年12月22日に公布された「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成18年法務省令第87号）で、その内容の一部が改正されている（施行は2007年1月20日）。

上場会社の多数を占める3月決算会社の中には、経過措置の関係で、2007年6月開催の株主総会から、会社法に基づく新しいルールで運営されるものもある¹。

本稿では、会社法に基づく株主総会に関連する主な手続を解説する。なお、議決権の書面投票や電子投票に関連して、事前に株主に交付・提供する参考書類・議決権行使書面の細則に関しては別稿「参考書類・議決権行使書面の法務省令」（2006年2月21日付D I R制度調査部情報）などを参照されたい。

．株主総会招集の決定事項

会社法、会社法施行規則では、株主総会の招集に当たっては、取締役会²は次の事項を決定することが求められている（会社法298、会社法施行規則63）。なお、～の事項が会社法に規定があるもの、～の事項（網掛け部分）が会社法施行規則によるものである。

¹ 会社法に基づく株主総会の権限・手続が適用されるのは、会社法の施行日（2006年5月1日）以後に株主総会の招集手続が開始された場合である（会社法整備法90）。従って、2006年6月総会の招集手続が、2006年5月1日より前に開始された会社の場合、2006年6月総会（の権限・手続）は旧法に基づいて開催されたこととなる。

² 取締役会設置会社の場合（会社法298）。取締役会を設置していない会社の場合は「取締役」が決定する。また、少数株主権（総会招集権）に基づいて株主が招集する場合は、その株主が決定する。

株主総会の日時、場所

株主総会の目的である事項

議決権の書面投票が可能な場合は、その旨

議決権の電子投票が可能な場合は、その旨

定時株主総会の招集である場合に、上記 の日時が次のイ又はロに該当する場合は、その日時を決定した理由

イ 前回の定時株主総会の応当日と著しく離れた日である

ロ (公開会社(注1)である場合)同一日に定時株主総会を開催する他の公開会社が著しく多い

上記 の場所が過去の開催地と著しく離れた場所である場合、その場所を決定した理由(注2)。

上記 又は を定めた場合は、次のイ～二の事項

イ 株主総会参考書類に記載すべき事項(議案、議案の提案理由など)

ロ 書面投票の期限を定めた場合は、その期限(注3)(注4)(注5)

ハ 電子投票の期限を定めた場合は、その期限(注3)(注4)(注5)

ニ 賛否の記載がない場合の取扱いを定める場合は、その取扱いの内容(注5)

ホ 参考書類に記載すべき一定の事項を、インターネットを通じて開示することで参考書類には記載しないものとした場合は、その事項

ヘ 同一の株主が、同一の議案について、書面投票・電子投票により重複して内容の異なる議決権を行使した場合の取扱いを定めた場合(を除く)は、その取扱いの内容(注5)

上記 及び の両方を定めた場合は、次のイ、ロの事項(注6)

イ 招集通知の電子受領を承諾した株主には、議決権行使書面を(原則、交付せず)請求があった場合にのみ交付することとする場合には、その旨

ロ 同一の株主が、同一の議案について書面投票と電子投票の両方を行った場合の取扱いを定めた場合は、その取扱いの内容

代理人による議決権行使について、代理人の資格・数など代理人による議決権行使に関する事項を定めた場合は、その事項(注6)

議決権の不統一行使に関する通知方法を定めた場合は、その方法(注6)

上記 以外の場合で、次のイ～ワの議案が株主総会の目的である場合、それぞれの議案の概要(注7)

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬等

ハ 株式の有利発行等

ニ 新株予約権の有利発行等

ホ 事業譲渡等

ヘ 定款の変更

ト 合併

チ 吸収分割

リ 吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継

ヌ 新設分割

ル 株式交換

ヲ 株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得

ワ 株式移転

- (注1) 会社法上は、「公開会社」とは、発行する株式の全部又は一部について定款で譲渡制限を課していない会社を意味している(会社法25)
- (注2) ただし、次のイ又はロに該当する場合を除く
- イ 定款で定められたものである場合
 - ロ 開催場所について株主総会に出席しない株主全員の同意がある場合
- (注3) 株主総会の日時以前で、招集通知の発出から2週間を経過した日以後でなければならない。
- (注4) 期限の指定がなければ、株主総会会日の直前の営業時間終了時が期限とされる(会社法施行規則69、70)。
- (注5) 定款に定めがある場合、取締役委任する旨を決定した場合を除く。
- (注6) 定款に定めのある場合を除く。
- (注7) 議案が確定していない場合は、その旨。

・書面投票・電子投票の期限

会社法の下では、議決権を行使することができる株主の数が1,000人以上の会社は、規模の大小を問わず(旧法下では、商法特例法上の大会社のみ)、原則として、書面投票制度を採用することが義務付けられている³(会社法298)。

書面投票制度を採用した会社の株主は、いつまでに書面投票による議決権行使を行う必要があるのか(議決権行使の期限)について、会社法施行規則は、原則として、株主総会会日の直前の営業時間終了時としている(会社法施行規則69)。

ただし、次の条件の範囲内で、別の行使期限を定めることも可能である。この場合、株主総会の招集の決定(前記)に当たって、具体的な期限を決定する必要がある(会社法施行規則63三口)。

株主総会の日時以前である。

招集通知を発出した日から2週間を経過した日以後である。

なお、電子投票による議決権行使の期限についても同様の取扱いとなっている(会社法施行規則70)。

・取締役等の説明義務

会社法では、取締役・監査役・執行役・会計参与は、株主総会において株主から説明を求められた事項について説明義務が課されている(会社法314)。

これは基本的には、旧商法・旧商法特例法と同じである(旧商法237ノ3、旧商法特例法21の14、会社法で新たに設けられる会計参与を除く)。ただ、例外的に取締役等の説明義務が免除されるケースが、会社法・会社法施行規則では旧商法等と比べてより明確化されている。

両者を比較すると、下記の通りとなる(会社法314、会社法施行規則71)。

³ 証券取引法に基づく委任状勧誘を行っている上場会社の場合は、会社法上の書面投票制度の採用が免除されている(会社法施行規則64)。これは証券取引法に基づく委任状勧誘が行われていれば、株主にとって実質的に書面投票の機会が確保されたのと同等の効果があるという判断によるものであろう。

【取締役等の説明義務が免除されるケース】

会社法・会社法施行規則	旧商法
株主総会の目的である事項に関しないもの	会議の目的たる事項に関せざるとき
説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合	説明をなすことにより株主共同の利益を著しく害するとき
説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、次の場合を除く イ 説明を求める株主が、株主総会会日より相当の期間前に質問事項を会社に対して通知した場合 ロ 説明をするために必要な調査が著しく容易である場合	説明をなすに付き調査を要するとき。ただし、次の場合を除く。 - 説明を求める株主が、会日より相当の期間前に書面により説明を求める事項を通知した場合
説明をすることにより株式会社その他の者（説明を求める株主を除く）の権利を侵害することとなる場合	（新設）
その株主総会において、実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合	（新設）
前記 ~ のほか、説明をしないことにつき正当な事由がある場合	その他正当の事由あるとき

() 網掛け部分が会社法施行規則によって規定されている箇所である。

・株主総会の議事録

1. 議事録記載事項の原則

会社法は、「法務省令の定めるところにより」、株主総会の議事録を作成することを会社に義務付けている（会社法 318 ）。

これを受けて、会社法施行規則では、「株主総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない」（会社法施行規則 72 ）とした上で、その記載内容を定めている。具体的には、下記の通りである（同 72 ）。

株主総会開催の日時、場所（ 1 ）

議事の経過の要領、その結果

次の規定に基づく意見・発言がある場合は、その意見・発言の内容の概要

- 会計参与の選任・解任・辞任についての会計参与の意見陳述（会社法 345 ）
- 監査役の選任・解任・辞任についての監査役の意見陳述（会社法 345 による同 の準用）
- 会計監査人の選任・解任・辞任についての会計監査人の意見陳述（会社法 345 による同 の準用）
- 会計参与を辞任した者による辞任した旨・その理由の陳述（会社法 345 ）
- 監査役を辞任した者による辞任した旨・その理由の陳述（会社法 345 による同 の準用）
- 会計監査人を辞任した者による辞任した旨・その理由の陳述（会社法 345 による同 の準用）
- 計算書類などの作成について、会計参与が取締役と意見を異にする場合の（会計参与による）意見陳述（会社法 377 ）
- 会計参与の報酬等についての（会計参与による）意見陳述（会社法 379 ）

- 監査役による議案等の調査の結果、法令・定款違反、著しく不当な事項が認められた場合の（監査役による）報告（会社法 384）
- 監査役報酬等についての（監査役による）意見陳述（会社法 387 ）
- 監査役監査の範囲を定款により会計監査に限定した会社（ 2 ）における監査役による会計議案の調査結果報告（会社法 389 ）
- 参考書類などの法令・定款適合について会計監査人が監査役と意見を異にする場合の（会計監査人による）意見陳述（会社法 398 ）
- 定時株主総会において会計監査人の出席を求める決議があった場合の会計監査人による意見陳述（会社法 398 ）

出席した取締役・執行役・会計参与・監査役・会計監査人の氏名・名称

（株主総会の議長が存するとき）議長の氏名

議事録の作成を行った取締役の氏名

- （ 1 ）開催場所に存在しない取締役・執行役・会計参与・監査役・会計監査人・株主が、株主総会に出席した場合は、その出席方法を含めて記載することとされている。これは、複数の場所をモニターなどでつないで開催するケースや、テレビ会議・電話会議の方法で開催するケースを念頭においたものと考えられる⁴。
- （ 2 ）こうした定款規定を設けることができるのは、公開会社でない会社（監査役会設置会社・会計監査人設置会社を除く）に限られる（会社法 389 ）。

（上記 から）株主総会議事録は、取締役（代表取締役である必要性はない）が作成すべきこととされている⁵。なお、株主総会に出席した取締役等による株主総会議事録への署名・記名押印については、会社法上は、特に要求されていない⁶。

2 . 書面決議の場合の記載事項

会社法の下でも、総株主の（書面又は電磁的記録による）同意があれば株主総会決議があったものとみなされる（いわゆる「書面決議」のこと。会社法 319 、旧商法 253 ）。つまり、株主総会の招集・決議手続は必要ないこととなる。

会社法施行規則では、このような株主総会決議の省略（いわゆる書面決議）が行われた場合についても、議事録の作成が必要とされている。具体的には、下記の事項を議事録の内容としなければならない（会社法施行規則 72 一）。

株主総会の決議があったものとみなされた事項の内容

前記 の事項の提案をした者の氏名・名称

株主総会の決議があったものとみなされた日

議事録の作成を行った取締役の氏名

⁴ 弥永真生「会社法務省令（案）の重要ポイント」（『旬刊経理情報』2006年1月1日号）p.14、中川雅博「法務省令案の緊急解説 株主総会実務」（『ビジネス法務』2006年2月号）p.29など参照。

⁵ 相澤哲（法務省大臣官房参事官）・葉玉匡美（法務省民事局付検事）・郡谷大輔（前法務省民事局付）「論点解説 新・会社法」（商事法務、2006年）p.495。

⁶ 郡谷大輔「会社法関係法務省令 逐条実務詳解」（清文社、2006年）p.138。ただし、登記実務上は、「代表取締役を選任したことを証する書面として株主総会議事録を用いる場合には、旧法下と同様に、原則として、議長および出席取締役が記名押印することを要する」と考えられている（相澤・葉玉・郡谷「論点解説 新・会社法」p.495）。

会社法の下では、上記の株主総会決議の省略（実質的な書面決議）のほかに、株主総会報告の省略の制度も設けられている。具体的には、取締役が株主全員に株主総会に報告すべき事項を通知した上で、株主全員の（書面又は電磁記録による）同意があればその事項の株主総会への報告があったものとみなされる（会社法 320）。つまり、実際に株主総会を開催して報告を行うことは不要とされる。

会社法施行規則では、このような株主総会報告の省略が行われた場合についても、議事録の作成が必要とされている。具体的には、下記の事項を議事録の内容としなければならない（会社法施行規則 72 二）。

株主総会への報告があったものとみなされた事項の内容

株主総会への報告があったものとみなされた日

議事録の作成を行った取締役の氏名